

平成17年度 外部評価報告

目次

外部評価について..... 1

【評価シート】

広報活動事業 評価結果 3

コミュニティセンター管理運営事業 評価結果 7

平成18年9月11日

多摩市自治推進委員会

外部評価の実施について

多摩市自治推進委員会は、昨年度の自治推進委員会答申「多摩市における行政評価の手法並びに評価への市民参画のあり方について～『市の実施する事業を総合的に捉えた評価について～』(平成17年8月8日答申)」に基づき、平成17年度決算における「外部評価」に取り組んだ。これは、多摩市において、市民が評価に参画する初めての外部評価であること、答申をした自治推進委員会が、答申内容に沿った取り組みにより、現実を踏まえた問題点・課題等を把握し、評価手法のさらなる向上を目指ことから、自治推進委員会のもとに、評価部会を設け、自治推進委員会が主体的に実施したものである。

評価対象事業として、多摩市の自治の推進に深く関与する事業として、2つの事業【「広報活動事業」、「コミュニティセンター管理運営事業」】を選定し、行政担当者のヒアリング、業務理解、コミュニティセンター運営協議会との懇談、市民アンケート等のプロセスを経て、評価を行った。評価にあたっては、答申に示した評価シートを活用し、その評価項目に沿って、分析、意見交換を行い、評定項目の選定理由を明確にすることを意識し、まとめを行った。

市民が評価に参画することは、事業について総合的に判断するための学習や相互の情報共有が不可欠であり、今回の限られた時間の実践の中では、望ましい評価のあり方を確立するまでには至らなかった。しかし、引き続き、市民の視点での評価の経験を積み重ねることで、今後の評価手法の改善や行政の取り組みの改善につなげられるものと考え。次年度以降も引き続き検討を加え、固定化せずに柔軟に、段階的に望ましい方法や評価シートのあり方を構築していくことが望まれる。

* 評価対象事業の選定

外部評価の対象事業として、多摩市の自治の推進に深く関与する事業の中から、「市民生活に関わりが深い事業」、「今後を考えて、今の多摩市にとって重要な事業」を主眼に選定した。具体的な選定条件としては、「予算規模1000万円以上の事業」、「市民一般に影響の大きい事業」、「自治の推進の観点から重要な事業」という要件を考慮し、自治推進委員会において評価対象事業を決定した。

* 外部評価結果 総括

評価というと、“○×”をつける成績表のようなものを想定しがちだが、自治推進委員会の評価部会においては、市民の視点で、よりよい改善提案を行う方向性を示すことを重視して取り組んだ。

今回の具体的な評価の実施過程において、幾つかの改善点が見受けられたことから、ここに列記する。

1. 評価対象事業について

当初の取り組みの検討段階では10事業程度を考えたが、評価手法等に問題点が残されているとともに、事業理解や実態を把握するのに時間を要するので、初年度は試行として、最も市民参画に関係が深く重要度の高い、2事業についての評価をすることとした。当初、網羅的に評価をすべきという委員の意見もあったが、市民の視点で、重点的な検討に継続的に取り組むことで、改善につなげることが現実的と考えられる。

2. 評価の進め方について

評価実施においては、評価事業について委員が共通認識を持って分析をする必要があり、事業のデータベース化が不可欠である。事業カルテは、所管部署が実施する1次評価であり、基礎情報提供のツール(道具)として、その機能を果たしている

といえる。今後、さらに事業カルテの精度を高めることで、外部評価でのさらなる活用が期待できる。

評価にあたっては、その業務を精通した市民等を含め、多様な人材の参画が望ましいが、時間や費用の制約も考慮すると、評価内容の決定に至る具体的なプロセスの中で、実務担当者や関係者のヒアリング、市民アンケートの実施、世論調査等の既存データ等の活用し、効率的に進めることが必要である。

3. 評価シートについて

自治推進委員会の答申で示した評価シートについては、評定項目等で選定しづらいものがあるなど、改善の必要性は感じたが、評価のまとめにあわせて、具体的な改善点をまとめるまでには至らなかった。今後の引き継ぐ課題である。

4. 評価機関について

国の法の要請によるものもあるだろうが、行政各分野で委員会を作り、それぞれに専門的な評価が進められる傾向がある。今後、外部評価のあり方は、市政全般を総合的・横断的に評価することが必要なことから、市政トータルとして評価が進められることが望ましいと考えられる。

◇評価経過：平成18年4月24日から9月4日まで(8回の評価部会を実施)

開催日程	主な審議内容
第1回評価部会 (平成18年4月24日)	○評価対象事業の選定・概観 ○外部評価手法について
第2回評価部会 (平成18年5月11日)	○「コミュニティセンター管理運営事業」における行政担当者ヒアリング(その1)
第3回評価部会 (平成18年5月29日)	○「コミュニティセンター管理運営事業」における行政担当者ヒアリング(その2)
第4回評価部会 (平成18年6月8日)	○「広報活動事業」における行政担当者ヒアリング(その1)
第5回評価部会 (平成18年6月19日)	○「広報活動事業」における行政担当者ヒアリング(その2) ○市民アンケートの実施について
第6回評価部会 (平成18年7月6日)	○評価の方向性について ○コミュニティセンター運営協議会との懇談について
第7回評価部会 (平成18年8月28日)	○コミュニティセンター運営協議会との懇談 ○「広報活動事業」評価シートのまとめ
第8回評価部会 (平成18年9月4日)	○「コミュニティセンター管理運営事業」評価シートのまとめ ○外部評価の総括について
市民アンケート (平成18年7月1日 ～7月31日) *回答方法 市公式ホームページ専用回答フォーム、直接持参、郵送、FAX	◇回答件数 2件 [男性1、女性1] ◇回答内容 1.コミュニティセンターの活動状況の積極的な情報提供を。そのため、市はコミュニティセンターのホームページ作成の指導を。 2.市公式ホームページにおいて、子どもに関する情報(施設、遊び、イベント 他)をまとめた「子どもコーナー」の設置を。市公式ホームページの見やすさ、検索しやすさの向上を。市職員はしっかりとチェックすること。
コミュニティセンター運営協議会の方々との懇談 (平成18年8月28日)	◇主な懇談項目 1.コミュニティセンター事業の課題 2.受益者負担の拡大や収益事業の拡大の可能性 3.親睦・交流を目的としたもの以外の企画内容 4.新しく引越されてきた住民や新しい団体との関わり 5.困っていること、不足していること、悩んでいることなど

事業名	広報活動事業
-----	--------

◆事業の位置付け

事業の根拠	自治基本条例 第3章 情報共有
関連する施策・計画等	第四次多摩市総合計画（I 市民とともに歩む自律都市、I-1.市民協働のまちづくり、(1)市政への市民参画の推進）

◆事業概要

<p>1、事業の目的 （上位目的）</p> <p>市民の市政への積極的な参画を促進し、公正で開かれた市政の実現と行政の説明責任を果たすため、多摩市は情報共有を推進する。</p>
<p>2、事業の内容、仕組み</p> <p>この事業では、市の行う情報共有の一分野として、たま広報発行、公式ホームページ掲載・更新、多摩テレビ・エフエム多摩・携帯電話端末等への放送・掲載など情報発信を所掌している。</p>
<p>3、事業開始の経緯とこれまでの改善の経緯</p> <p>昭和36年5月多摩村広報を創刊。以降、平成6年多摩テレビ、平成7年エフエム多摩、平成11年公式ホームページを開設、平成14年ホームページの携帯電話端末対応など、情報提供手段の拡充を図り現在に至る。</p> <p>幅広い世代やハンディキャップのある方に受け入れられる情報提供目指し、CATV、FMコミュニティ放送、携帯電話や声の広報、ホームページの音声対応などを行った。なおホームページは、平成15年度のリニューアルの他、日々改善を積み重ねている。</p>

◆事業の経費

1、決算の額と内訳(過去3年)

(1)財源内訳(単位:千円)

(直接経費の内訳)

内訳	平成15年度	平成16年度	平成17年度
一般財源(市)	66,980	61,524	61,623
特定財源(使用料等)			61
その他(国、都等)	3,228	2,737	3,393
合計	70,208	64,261	65,077

(2)支出内訳

内訳		平成15年度	平成16年度	平成17年度
直接経費(決算額)		70,208	64,261	65,077
間接経費	人件費(概算)		49,631	50,149
	大規模修繕等		0	0
合計			113,892	115,226

(3)収入内訳(受益者の負担…利用料、使用料など)

(特定財源の内訳)

内訳	平成15年度	平成16年度	平成17年度
受益者の負担	0	0	0
それ以外	0	0	61
合計	0	0	61

2、行政コスト計算

効率指標(単位コスト):

事業に係るコスト÷(広報発行部数+ホームページ・携帯電話アクセス件数)

[平成16年度 61円]

[平成17年度 58円]

◆評価の内容【広報活動事業】

1、必要性

(1)サービスの対象となる地域、人、団体の範囲および人数(の変化)

多摩市民(多摩市自治基本条例に定める市民＝市民 市内に居住する者、働く者及び学ぶ者並びに市内で事業を営む者又は活動する団体等をいいます。)

(2)このサービスがない場合の問題

広報は市民生活に不可欠なサービスであるので、このサービスがない場合は情報伝達に齟齬が生じる。
住民の権利が十分保証されない場合がでてくる。

(3)民間で類似のサービスを行っているか

(4)他の地方自治体で類似のサービスを行っているか

おこなっている。

- A 必要であり行政が担当するのが妥当 B 必要であるがやり方には問題がある
 C 必要性に疑問がある D 必要性が乏しい

2、経済性・有効性

(1)コスト対サービス

コスト：平成16年度(決算額) 64,241千円 / 実コスト(人件費含) 113,892千円
平成17年度(決算額) 65,077千円 / 実コスト(人件費含) 115,226千円
平成18年度(予算額) 69,416千円 / 実コスト(人件費含) 119,416千円

サービス：たま広報5万7千部月2回発行、多摩市ホームページ、多摩テレビ・エフエム多摩など

住民への情報提供

たま広報配布数：月2回配布、5万7千部発行
ホームページアクセス数：49万7千件

- A 効果的かつ効率的である B 効果はあるが、効率に問題がある
 C 効果が低く、効率も問題がある D 効果は期待できない

3、公平性

(1)コスト対サービス受益者の負担

無料 ただし、たま広報の郵送希望者に対して郵送実費の徴収

(2)基準値対実績…達成度

- A 負担が重い B 受益と負担のバランスがとれている
C 負担が軽い D 負担が低すぎる

4、市民参画・市民協働

(1)市民参画・協働の取組み手法(どういう工夫をしたか)

市公式ホームページのリンクなどで公共施設間のネットワーク化をはかることが可能
市公式ホームページは難しいかもしれないが、各ホームページで市民の企画・協働の可能性はあるのではないか

(2)達成度(どういう結果を得られたか)

市民のニーズをくみ取る企画の実施

その他特記事項

5、緊急性(優先して緊急に実施する必要があるのか)

なし

総合評価

- Ⓐ 今後、積極的に推進する必要がある
- Ⓑ 現状で維持する
- Ⓒ 実施について問題があり、改善が必要である
- Ⓓ 実施について問題が多く、廃止を含めて見直しが必要である

総合意見

◎基本的な考え

ホームページは見やすく、たま広報は情報量が豊富である。多摩市の広報活動は市の活動を住民へ伝達する媒体として有効に機能している。

ただし、多様な価値観、多様な利用方法をもつ住民を対象にして情報をどのようにして伝えていくか、が広報活動の大きな課題である。

現在、基本は多摩広報で情報を伝え、ホームページ、多摩テレビ、エフエム多摩を補完的媒体として活用している。ホームページは若い層、広報誌は比較的高齢者層により活用されている傾向があるが、将来的にはホームページなど電子メディアの役割が拡大していくことが予想される。この役割分担をどうするかは将来的な課題である。

①ホームページについて

不特定多数の人を対象としたものと特定の人を対象としたものとの区別が必要ではないか。子ども、障がい者、企業など特定の層を対象としたEモニター、ポータルサイトの利用可能性はないのか、検討してほしい。市長のメールマガジンの更新頻度を高めるなどの広報戦略を講ずることは、市政のメッセージを伝達し、パブリシティを高める有効な方法である。

②広報誌「たま広報」について

「情報量を多くすること」と「情報を絞って読みやすくすること」「特定の層を想定した紙面づくり」「広告収入を得ること」の両立をどう図るか、は難しい問題である。現在は情報量を多く掲載することに重きが置かれているが、将来の計画としてはホームページとの差異化をはかることで、「読みやすくすること」「特定の層を想定した紙面づくり」「広告収入を得ること」も検討してほしい。

新聞折込み、公共施設や駅スタンドでの配布、障がい者への郵送、希望者への有料配布という配布方法をさらに検討する必要があるのではないか。

緊急性の高い情報の提供をどう行うのか、についてもさらに紙面の工夫を図ってほしい。

③FM多摩、多摩テレビについて

「ホームページや広報誌との差異化」「障害者などへの情報伝達」「緊急時にエフエム多摩や多摩テレビを視聴することを市民に広報すること」「定時に多摩市からのお知らせがあることを市民に広報すること」「番組企画への要請」という課題にこたえてほしい。

④その他

「情報が届きにくい市民層(たとえば、学生や勤労者)にどのようにして情報を伝えるか」「ポスター展示という媒体の利用など、ホームページ、広報誌、エフエム多摩、多摩テレビ以外の媒体の可能性はないのか」という課題について、具体的な方策を検討してほしい。将来的には、福祉、教育、議会など縦割りで伝達されている広報情報を総括的に対応することも望まれる。

事業名	コミュニティセンター管理運営事業
-----	------------------

◆事業の位置付け

事業の根拠	地方自治法第244号第1～3項(公の施設)、同法第244条の2(公の施設の設置、管理及び禁止)
関連する施策・計画等	第四次多摩市総合計画(I 市民とともに歩む自律都市、I-2. 心のふれあうコミュニティまちづくり、(1) コミュニティ活動の活性化 (2) コミュニティ環境づくりの展開)

◆事業概要

<p>1、事業の目的 (上位目的)</p> <p>希薄化したコミュニティから地縁と知縁で結びつく市民主体の活動拠点</p>
<p>2、事業の内容、仕組み</p> <p>コミュニティセンター全体の連絡調整組織をつくり、公の施設としての問題解決や市あるいは施設間連携を図り、予算・会計管理の弾力化や運営協議会がより地域性や独自性が出しやすいしくみづくりを進めてきた。</p>
<p>3、事業開始の経緯とこれまでの改善の経緯</p> <p>運営協議会と市との協働関係を構築し、開かれた市民運営の一層の充実に向け、取り組むべき課題と方向性を検討し実施してきた。また、コミュニティセンター全体の連絡調整組織をつくり、公の施設としての問題解決や市あるいは施設間連携を図り、予算・会計管理の弾力化や運営協議会がより地域性や独自性が出しやすいしくみづくりを進めてきた。</p>

◆事業の経費

1、予算(決算)の額と内訳(過去3年)

(1)財源内訳(単位:千円)

(直接経費の内訳)

内訳	平成15年度	平成16年度	平成17年度
一般財源(市)	265,647	245,342	227,166
特定財源(使用料等)	175	682	773
その他(国、都等)	0	0	0
合計	265,822	246,024	227,939

(2)支出内訳

内訳		平成15年度	平成16年度	平成17年度
直接経費(決算額)		265,822	246,024	227,939
間接経費	人件費(概算)		19,853	20,059
	大規模修繕等		0	0
合計			265,877	247,998

(3)収入内訳(受益者の負担…利用料、使用料など)

(特定財源の内訳)

内訳	平成15年度	平成16年度	平成17年度
受益者の負担	175	682	773
それ以外	0	0	0
合計	175	682	773

2、行政コスト計算

効率指標(単位コスト):事業にかかるコスト/コミュニティセンター設置数

[平成16年度 37,982千円]

[平成17年度 37,156千円]

◆評価の内容【コミュニティセンター管理運営事業】

1、必要性

(1)サービスの対象となる地域、人、団体の範囲および人数(の変化)

原則として多摩市の住民

(2)このサービスがない場合の問題

コミュニティセンターの機能が地域にない場合、施設利用や地域づくりに困難が生じる。後述するように、地域にコミュニティセンターがない地区でも、コミュニティ活動の拠点に学校その他公共施設の利用を考える必要があるのではないかと。

(3)民間で類似のサービスを行っているか

民間企業で類似のサービスはないが、自治会集会所、団地集会室では類似のサービスを行っている。ただし、地域づくりや住民自治の推進という点でコミュニティセンター事業は市の特色ある事業となっている。

(4)他の地方自治体で類似のサービスを行っているか

おこなっている

- | | |
|---|--|
| <input checked="" type="radio"/> A 必要であり行政が担当するのが妥当 | <input type="radio"/> B 必要であるがやり方には問題がある |
| <input type="radio"/> C 必要性に疑問がある | <input type="radio"/> D 必要性が乏しい |

2、経済性・有効性

(1)コスト対サービス

コスト：平成16年度 265,877千円(人件費含む)

平成17年度 247,998千円(人件費含む)

サービス：7つのコミュニティ・センターでのサービス

コミュニティセンター運営協議会は無償のボランティアを中心に運営されてきた。施設のあり方として、他の集会施設の利用方法を含めて、公共施設全体の中で利用方法が検討される必要がある。地域づくりへの貢献は、さらに力を入れていくべき活動である。

(2)目標対実績…達成度

地域づくり、住民自治へ各コミュニティセンター運営協議会が大きな貢献をしてきたことは高く評価できる。今後はさらに実績を向上させるため、登録団体の親睦だけでなく、広く市民個人の参加も促進される方法を検討してほしい。利用者が一定の人びとに偏る傾向があるので、一部のコミュニティセンター運営協議会でおこなっているように、小中学校のPTA、学童、図書館、公民館、青少協など他の公共団体・公共施設との共同企画でネットワーク化を図り、防犯・防災の企画や自治活動などの実施でコミュニティセンターの利用の拡大や地域づくりの推進が実現することを望んでいる。また、各コミュニティセンターのホームページ作成をサポートするなど情報提供のサポートをさらに強化し、各コミュニティセンター運営協議会が幅広い活動ができるように、市役所は最大限の協力が必要である。一部のコミュニティセンターでおこなっている入浴のサービスは、光熱水費などのコストの大きさと転倒事故の危険性を考え、早急に廃止すべきである。

- | | |
|--|--|
| <input type="radio"/> A 効果的かつ効率的である | <input checked="" type="radio"/> B 効果はあるが、効率に問題がある |
| <input type="radio"/> C 効果が低く、効率も問題がある | <input type="radio"/> D 効果は期待できない |

3、公平性

(1)コスト対サービス受益者の負担

受益者負担は平成15年度が175千円、平成16年度が682千円と拡大する傾向にあるが、さらに減免措置を見直したり、収益性を高めたりする可能性があるならば、利用の公平性を図るためや事業の幅を広げるために、さらなる検討が必要である。イベント参加費や維持管理費など自己負担のあり方を各協議会で検討してほしい。ただし、受益者負担の拡大は利用者の減少を招く可能性もあるので、効率性、公平性、公共性のバランスをとりながら、各コミュニティセンター運営協議会で議論しながら判断する必要がある。

(2)基準値対実績…達成度

現在おこなわれているコンサート、お祭り、カラオケ大会など収益事業の可能性がないか、その受益者負担をいくらにするかについて、さらに継続して各コミュニティ協議会で検討してほしい。

- | | |
|--|--|
| <input type="radio"/> A 負担が重い | <input type="radio"/> B 受益と負担のバランスがとれている |
| <input checked="" type="radio"/> C 負担が軽い | <input type="radio"/> D 負担が低すぎる |

4、市民参画・市民協働

(1)市民参画・協働の取組み手法(どういう工夫をしたか)

地域のボランティアによって施設の運営、企画、地域づくりが支えられてきたことは、市民参画・協働の模範・先駆的な例として特筆すべきことである。また、たんなる施設サービスの提供にとどまらず、地域活動の拠点としての機能を高める必要もある。これまで公共施設で平等のサービスが提供されることを重んじてきたが、さらに住民自治の観点から、各コミュニティセンター運営協議会の意向を尊重しながら、将来は各コミュニティセンター運営協議会の裁量をさらに拡大することが望ましい。

(2)達成度(どういう結果を得られたか)

市民参画・協働を推進していくためにも、他の団体、他の公共施設とのネットワーク化をすすめ、協議会の運営に他の団体が参画し、共通の企画を実施していくことが望ましい。

その他特記事項

5、緊急性(優先して緊急に実施する必要があるのか)

総合評価

- A** 今後、積極的に推進する必要がある
- B** 現状で維持する
- C** 実施について問題があり、改善が必要である
- D** 実施について問題が多く、廃止を含めて見直しが必要である

総合意見

◎基本的な考え方

コミュニティセンターは自治・参加の原点であり、多摩市の自治を推進するうえでも、その活動を促進・強化させることが重要である。コミュニティセンターの運営は従来から地域住民のボランティア活動によって支えられてきた。その活動は高く評価されるものであり、これからも継続して市民の参加の機会を拡大し、地域活動の中軸として大きな役割を果たしてほしい。コミュニティセンターは公共施設全体の中でその機能や配置が積極的に位置づけられることが必要である。

多摩市自治推進委員会ではコミュニティセンター事業を対象として市民の自治を拡大する可能性を検討してきたが、その検討の結果、以下の点について、関連部局に検討をお願いしたい。

①公共施設体系の中の位置づけ

すでにコミュニティセンターが設置された地域については、これまでおこなってきたように、地域づくり・まちづくりの拠点であるコミュニティセンターの役割を重視し、活動を継続してほしい。

コミュニティセンターが未設置の地域については、今後設置されることが望ましいが、設置されるまでの間、地域住民に対しては、代替する施設が必要であり、パブリックスペースを確保することが課題である。設置されるまでの間、他の公共施設(小中学校、公民館、集会所等)や民間施設の利用の可能性を検討する。一時的には兼用も検討してほしい。

②協議会運営について

各協議会の運営について、他のコミュニティセンター運営協議会や既存の関連団体との協働を検討してほしい。共同企画などを促進し、小中学校のPTA、防犯協会、青少協、商工会、自治会、公団自治会など関連団体のコミュニティセンター運営協議会への運営参加を検討してほしい。

また、開設時間帯や利用方法など施設運営について条例・規則で共通ルールを設定しており、将来的にはさらに各協議会の裁量を拡大することを検討してほしい。ホームページの作成は情報の伝達、ボランティアの確保、コミュニティセンターの役割をPRするために必須の手段であるので、ホームページを作成していないコミュニティセンター運営協議会に対して、市役所はサポートをする必要がある。窓口対応のマニュアル化や研修についても、各協議会で対応するだけでなく、各協議会の共同ないし市役所の指導で実施していく必要がある。

③企画・利用の形態のあり方

・企画のあり方について

7つのコミュニティセンター運営協議会が全体としておこなう企画を検討してほしい。コミュニティのあり方を運営委員、利用者、一般市民が共に考え、コミュニティセンターの活動を市民へPRするシンポジウム、フォーラムなどを開催する可能性はないか。その企画を通じて、コミュニティセンターのあり方、コミュニティのあり方を多摩市の住民が見つめる(自己評価する)きっかけとしてほしい。

・利用のあり方について

個人での利用の機会の拡大などの団体登録のあり方について、公共施設のあり方として不適切なものは除き、施設利用を促進するため、可能な限り規制を緩和することを検討してほしい。

多摩市自治推進委員会

多摩市では、平成16年8月1日に『多摩市自治基本条例』を施行し、市民主体のまちづくりを進めております。この条例は、市民が市民の手で市民の責任によるまちづくりを実現するため、最も基本的な理念とそれを実現するための行動原則を定めた市の最高規範であり、市民、市議会、市長をはじめとする市の執行機関の責務と役割を定め、また持続的な市民参画・協働によるまちづくりのルールとして確立したものです。

自治推進委員会とは、「市政において、参画・協働によるまちづくりが推進されているか」、「自治基本条例の運用に問題・課題はないか」など、市民参画・協働のルールの推進役として、具体的な提言を行うため、条例に設置が定められている市長の諮問機関です。

【多摩市自治基本条例 前文】

私たちが暮らす多摩市は、太陽の光あふれる、緑豊かなまちです。

私たちは、ここに集い、あるいは生まれ育ち、学び働き、暮らし、生涯を終え、それぞれの歴史を刻み、文化を育んでいます。

私たちは、先人の英知とたゆまぬ努力によって発展してきた大切なこのまちを、より暮らしやすくするとともに、次の世代へ引き継ぐために、ともに力をあわせて自ら築いていかなければなりません。

そのためには、市民が、市民の手で、市民の責任で主体的にまちづくりにかかわることが大切です。

このため、私たちは、一人ひとりの人権を尊重しつつ責任を分かち合うとともに、誰もがまちづくりに参画することによって、私たちのまちの自治を推進し、それぞれの持つ個性や能力がまちづくりに発揮される地域社会の実現をめざし、ここに多摩市自治基本条例を制定します。

多摩市自治推進委員会 評価部会設置要領【平成18年4月24日多摩市自治推進委員会決定】

(設置)

第1条 多摩市行政評価における外部評価の実施において、円滑な評価を図るため、多摩市自治推進委員会に評価部会を設置する。

(所掌事務)

第2条 評価部会は、自治推進委員会が決定した外部評価対象事業について、評価を実施し、自治推進委員会へ報告する。

(構成)

第3条 評価部会の委員は、自治推進委員会委員を充てる。

2 必要に応じて、自治推進委員会委員長長の委嘱により、識見を有する者の中から、外部評価専門委員を加えることができる。

(座長及び副座長)

第4条 評価部会に座長及び副座長を置く。

2 座長及び副座長は、委員の互選によりこれを決める。

(会議)

第5条 外部評価の実施にあたり、座長は、評価委員の会議を招集することができる。

2 座長は、会議に際し、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、自治推進委員会委員長が別に定める。